

預かり保育実施規程

(目的)

第1条 この規程は、恵泉幼稚園（以下「本園」という。）の保育時間終了後に、やむを得ない事情により家庭での保育ができない園児を対象に行う保育活動（以下「預かり保育」という。）を実施し、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 預かり保育の対象者は本園の園児で、保護者が次の各号に掲げる事情により預かり保育の利用を希望する場合とする。

- (1) 保護者の就労（要：就労証明書提出）
- (2) 保護者の傷病・出産による入通院
- (3) 保護者の災害・事故
- (4) 保護者の家族の通院・看護・介護
- (5) 保護者の学校用務
- (6) 保護者の通学又は資格取得等のための学習
- (7) 前各号に定めるもののほか、園長が認める場合

(休業日)

第3条 預かり保育の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月25日
- (4) 夏季休業のうちお盆の期間
- (5) 冬季休業のうち12月29日から翌年1月7日まで
- (6) その他園長が必要と認めた日

(預かり保育時間)

第4条 預かり保育時間は、本園の保育時間終了後から午後6時までとする。ただし、園長が必要と認めたときは、終了時刻を変更することができる。

(利用申請)

第5条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、次の方法により申請することとする。

- (1) 預かり保育申請はWEBシステムで、利用しようとする日の前日午後5時までに申請する。ただし、緊急その他止むを得ないときは、利用日の午前9時までに申請するものとする。
- (2) 長期休業期間（夏季休業、冬季休業、学年末休業及び学年始休業、以下同じ。）の申請については、別途長期預かり保育利用規則に従うものとする。

(利用申請の許可)

第6条 園長は、前条の申請を受け、その内容を審査し許可するものとする。

(預かり保育料額)

第7条 預かり保育料額は、次のとおりとする。

- (1) 平日にあっては、午前保育日は正午、通常保育日は午後2時を起算とし預かり保育利用料を計算することとし、1時間ごとに250円を加算する。
- (2) 長期休業期間にあっては1時間ごとに250円とする。
- (3) 月の利用料額に上限15,000円を設ける。

(預かり保育料の納付)

第8条

預かり保育利用料は月末締め、翌月の保育料等の口座振替時に一括振替納入とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、預かり保育の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、2020年（令和2年）9月23日から施行し、2020年（令和2年9月1日以降の預かり保育から適用する。
- 3 改正後の規程は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1及び同第3号の規程は2020年（令和2年）12月1日から施行する
- 4 改正後の規定は、2025年度4月1日から施行する。